

## 野菜の需給均衡に向けた加工・業務用野菜生産基盤強化事業の活用について (案)

平成26年 1月30日時点

野菜については、加工・業務用であっても需要に応じた計画的な生産が基本です。本事業においても、契約の見込みがないにもかかわらず過大な作付を行ったり、需給バランスの崩れを招かないようにして活用していただくことが重要です。このため、本事業については、次のような運用としています。

### ○ 実需者との安定的な契約取引が基本です。

- ✓ 契約取引が目標年度（5年後）まで、継続かつ安定的に行われることが確実であり、目標年度以降も取引関係の継続が見込まれる必要があります。
- ✓ 事業実施に際しては、毎年度、出荷前までに、実需者との契約が必要です。
- ✓ 新規契約又は契約数量を大幅に拡大する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を提出していただきます。

### ○ 過剰作付とならないよう、適切な面積規模の設定をお願いします。

- ✓ 事業対象面積は、契約数量及び地域の単収を踏まえ設定されるものであり、需給の均衡を保ち、要件を満たすものとして妥当な面積とする必要があります。
- ✓ 上記を確認するため、応募に際しては、計画内容について、都道府県価格安定法人が都道府県と協議して確認を行う仕組みとしています。
- ✓ その際のチェックポイントの一つとして、野菜の需給ガイドライン（都道府県の作付指標を含む。）との整合性を確認することとなります。

### ○ 上記の事項を担保しつつ、厳正な事業の執行を行います。

- ✓ 目標年次は事業実施後5年目となり、それまでの間、契約取引の状況を含め、事業の実施状況を報告していただきます。
- ✓ 契約を履行しない場合（天災等による場合を除く）等は、補助金の不交付、事業の中止、補助金返還等の措置が講ぜられます。